

名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の
整備に関する条例施行細則

令和 8 年 5 月 18 日

名古屋市規則第95号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の整備に関する条例（令和 8 年名古屋市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(整備基準に適合させることが著しく困難な場合)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 建築物の用途を変更して宿泊施設とする場合であって、一般客室（条例第 5 条第 1 項に規定する一般客室をいう。以下同じ。）を整備基準（条例第 6 条第 1 項に規定する整備基準をいう。）に適合させることが当該建築物の構造上の理由により著しく困難であると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めるとき。

(条例第 6 条第 1 項第 1 号の規則で定める部分)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号の規則で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

(1) 同一の一般客室内に複数の階がある場合であって、当該一般客室の出入口のある階（次に掲げる要件を満たすものに限る。）とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段を設けるとき 当該階段又は段の部分

ア 当該一般客室内に便所を設ける場合には、当該階に 1 以上の便所を設けるものであること。

イ 当該一般客室内に浴室等（条例第 6 条第 1 項第 2 号イに規定する浴室等をいう。以下同じ。）を設ける場合には、当該階に 1 以上の浴室等を設けるものであること。

ウ 当該一般客室内にベッドを置く場合には、当該階に 1 以上のベッドを置くものであること。

- (2) 勾配が12分の1を超えない傾斜路に階段又は段を併設するとき 当該階段又は段の部分
- (3) 浴室等に防水上必要な最低限度の高低差を設けるととき 当該高低差の部分
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める特別の事由があるとき
市長が別に定める部分
(整備計画の届出)

第4条 条例第7条の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 宿泊施設の名称及び所在地
- (3) 客室数
- (4) 工事種別
- (5) 宿泊施設の新築等（条例第5条第1項に規定する宿泊施設の新築等をいう。以下同じ。）に係る建築物又はその部分の床面積の合計
- (6) 工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 適合措置（条例第7条に規定する適合措置をいう。以下同じ。）の状況を明示した市長が別に定める表（以下「適合状況項目表」という。）
- (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- (3) 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物等の位置及び用途を明示した配置図
- (4) 縮尺、方位、間取、各室の用途及び適合措置を明示した一般客室が設けられている各階の平面図
- (5) その他市長が必要と認める図書
(整備計画の軽微な変更)

第5条 条例第8条の規則で定める軽微な変更は、工事着手予定年月日又は工事完了予定年月日の変更とする。

(整備計画の変更の届出)

第6条 条例第8条の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書に、変更しようとする事項に係る図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条第1項に掲げる事項
- (2) 変更しようとする事項の概要
(身分証明書)

第7条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和3年国土交通省令第68号）別記様式のとおりとする。

(適合証の交付の請求)

第8条 条例第12条第1項の規定により適合証の交付を請求しようとする者は、市長が別に定める請求書に、適合状況項目表その他市長が必要と認める図書を添付して、市長に提出しなければならない。

(実施状況の報告)

第9条 条例第14条第1項に規定する報告は、第4条第1項に掲げる事項を記載した報告書に、適合状況項目表その他市長が必要と認める図書を添付して、市長に提出することによって行うものとする。

(届出を要しない者)

第10条 条例第15条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法令の規定により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の規定の適用について、国、都道府県又は市町村とみなされる法人
- (2) 土地開発公社
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第3項に規定する施行者

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条から第6条までの規定は、この規則の施行の日以後に工事に着手する宿泊施設の新築等について適用する。